

令和9年度横浜市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領

横浜市立高等学校通学区域規則（平成12年横浜市教育委員会規則第3号）の第2条第1項に規定する学区について、横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科（戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。）並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科への志願が適正に行われるよう、入学志願者に係る学区確認を次のとおり実施する。

1 入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者

- (1) 全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者及び保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所並びに在学中学校等（中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程。以下同じ。）の所在地のすべてが横浜市内にある、公立中学校等の在学者
 - イ 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校等の所在地のすべてが県内の横浜市内にある、公立中学校等の在学者
 - ウ 志願者及び保護者の住所がともに横浜市内にある、公立以外の中学校等の在学者（学校教育法施行規則第95条第2号でいう在外教育施設と同等の日本国内にある外国の教育施設（以下「外国人学校等」という。）に在学する者も含む。以下同じ。）
 - エ 志願者及び保護者の住所がともに県内の横浜市内にある、公立以外の中学校等の在学者
- (2) 単位制による定時制の課程の総合学科（以下「横浜総合高等学校」という。）への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者の住所及び在学中学校等の所在地がともに横浜市内にある、公立中学校等の在学者
 - イ 志願者の住所及び在学中学校等の所在地がともに県内の横浜市内にある、公立中学校等の在学者
 - ウ 志願者の住所が横浜市内にある、公立以外の中学校等の在学者
 - エ 志願者の住所が県内の横浜市内にある、公立以外の中学校等の在学者

2 入学志願者のうち、学区確認申請を必要とする者

- (1) 全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科に係る学区確認申請

全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。

 - ア 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の志願の承認（全日制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し志願資格を有する者で、中学校等を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校等の所在地が異なる地域（横浜市の内外）にある、公立中学校等の在学者
 - エ 県内での転居予定者（保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和9年4月1日までに転居する予定の者。ただし、横浜市内での転居予定及び横浜市内（県内）での転居予定である場合を除く。）
 - オ 保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（横浜市の内外）に居住している者
 - カ 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（横浜市内又は横浜市内（県内）における別居を除く。）
 - キ 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（横浜市の内外）に居住している者
 - ク 上記ア～キに該当しない特別な事情がある者
- (2) 横浜総合高等学校に係る学区確認申請

横浜総合高等学校に志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。

 - ア 県教育長の志願の承認（定時制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し、中学校等を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者の住所と在学中学校等の所在地が異なる地域（横浜市の内外）にある、公立中学校等の在学者
 - エ 令和9年4月1日までに横浜市内から市外（県内）へ、又は横浜市内（県内）から市内へ転居する予定の者
 - オ 県内の横浜市内に居住又は令和9年4月1日までに横浜市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和9年4月1日までに横浜市内に勤務を予定する者

3 申請の手続

- (1) 横浜市立の全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科に係る申請の手続
 - ア 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書（第22号様式の1）に中学校長の職印の押印を受け、必要な書類（別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について」（以下「別表」という。）参照）を添えて、横浜市教育委員会事務局学校教育部高校教育課へ提出しなければならない。

イ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記 2 の(1)のイ、ウ及びオ（別表の事由番号 8、9 及び 11）の場合については、中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェックを行うことにより、学区確認申請を省略することができる。

ウ 申請期間、受付時間、受付場所及び申請先は、次のとおりとする。

(ア) 窓口での申請

申請期間	受付時間	受付場所
令和 8 年 11 月 28 日(土)及び 令和 8 年 11 月 30 日(月)から令和 9 年 1 月 15 日(金)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和 8 年 12 月 29 日(火)から 令和 9 年 1 月 3 日(日)までを除く。)	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	横浜市教育委員会 事務局学校教育部 高校教育課

※ 令和 8 年 11 月 28 日(土)の受付時間及び受付場所は、別途案内する。ただし、令和 9 年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領の § 1 の I の 1 の(3)に該当する者に限る。

※ 上記期日の翌日以降、必要があると認められる場合は、横浜市教育委員会事務局学校教育部高校教育課において、学区確認申請を受け付けることとする。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(イ) 電子申請による申請

申請期間	申請先
令和 8 年 11 月 28 日(土)午前 0 時から令和 8 年 12 月 28 日(月)午後 4 時まで	県教育委員会ホームページに掲載し、別途案内

なお、前記アの必要書類については、電子データをアップロードすることにより提出する。

(2) 横浜総合高等学校に係る申請の手続

ア 横浜市教育委員会が行う学区の確認に関する事項については、横浜総合高等学校長に委任する。

イ 学区確認申請を必要とする者は、横浜総合高等学校に係る学区確認申請書（第 22 号様式の 2）に中学校長の職印の押印を受け、必要な書類（別表参照）を添えて、横浜総合高等学校長へ提出しなければならない。

なお、入学志願資格承認申請書（第 18 号様式）を横浜総合高等学校長へ提出する者は、同時に学区確認申請の手続も行わなくてはならない。

ウ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記 2 の(2)のイ及びウ（別表の事由番号 15 及び 16）の場合については、中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェックを行うことにより、学区確認申請を省略することができる。

エ 学区確認申請を必要とする者は、インターネット出願システム上で志願手続を行う以前に、次のとおり申請の手続を行わなければならない。

申請期間	受付時間	受付場所
令和 8 年 11 月 30 日(月)から令和 9 年 1 月 15 日(金)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和 8 年 12 月 29 日(火)から 令和 9 年 1 月 3 日(日)までを除く。)	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	横浜総合高等学校

※ 上記期日の翌日以降、必要があると認められる場合は、横浜総合高等学校において、学区確認申請を受け付けることとする。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

オ 前記 3 の(1)において、第 22 号様式の 1 によって学区確認申請を行った者については、第 22 号様式の 2 による学区確認申請を省略することができる。

(3) 郵送による提出は、認めない。

4 横浜市教育委員会等の措置

(1) 横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書及び添付書類の提出があったときは、速やかに必要とする書類の有無を確認の上、受領書を交付するものとする。

(2) 教育委員会又は横浜総合高等学校長は、提出書類に記載漏れ等の不備があったときは、速やかに申請者及び在学（出身）中学校等の校長に連絡し、訂正を依頼することができる。

(3) 教育委員会又は横浜総合高等学校長は、学区の確認に関する決定をインターネット出願システムにより、申請者に通知するものとする。